

農業委員会だより

魅力いっぱい農業者年金に加入しませんか？

◆「積立方式」の年金ですので、加入者や受給者の数に左右されない、安定した制度です。

◆国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人なら誰でも加入できます。

◆農業の担い手として下の表の要件を満たす人（青色申告者、認定農業者など）には月額で最高1万円の国庫補助があります。

◆支払った保険料は全額、社会保険料の控除の対象となり、所得税や住民税の節税になります。（節税額は、支払った保険料の15（30％程度）※課税所得が150万円（税率15％）の場合の税額

①農業者年金に未加入
150万円×15％＝
22万5千円
②農業者年金に加入
（保険料月額2万円、年額24万円）
（150万円－24万円＝

126万円）×15％＝
18万9千円
①－②＝3万6千円節税になります！

合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずだった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

◆現況届が届く時期は：5月末ごろ、受給権者へ直接「封書」で届きます。

◆現況届の提出を忘れると：提出がないときは、11月の支払いより、年金が差し止められる場合がありますので、ご注意ください。

区分	必要な条件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
2	認定就農者で青色申告者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
3	区分1または2の人と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす人で、3年以内に両方を満たすことを約束した人	6,000円(3割)	4,000円(2割)
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1を満たすことを約束した後継者	6,000円(3割)	

平成27年 氷川町賃借料情報の提供について

平成27年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10アールあたり）は、以下のとおりです。

【田（水 稲）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	17,200 円	144

【畑（普通畑）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	9,100 円	5

【畑（樹園地）の部】

締結された地域名	平均額	データ数
氷川町全域	20,600 円	9

※賃借料は、果樹の成木込みの金額。 ※データ数は、集計に用いた筆数である。

【お問い合わせ先】 氷川町農業委員会 ☎ 52-5861

農業に元気を！

氷川町農業元気づくり支援事業の募集

近年の厳しい農業情勢の中で、本町農業経営の安定と産地体制を支援することにより、元気を取り戻し、活性化を促し、発展することを目指す平成28年度氷川町農業元気づくり支援事業を実施します。

◆事業対象者

- 次の要件をすべて満たすものとしてします。
- 認定農業者であること。
- 町税の滞納がないこと。
- 受益戸数が3戸以上の農業者で組織する団体であること。

◆対象事業

今回募集する対象の事業は、下表①～⑤のとおりです。

◆申込期限

- ①平成29年1月31日（火）
- ②平成28年8月31日（水）
- ③平成28年11月30日（水）
- ④平成28年10月31日（月）
- ⑤平成28年9月30日（金）

◆申込み先

- 農協の各生産部会へ加入されている方
- ↓各農協部会事務局
- 加入されていない方
- ↓農業振興課

【お問い合わせ先】

農業振興課
☎ 52・5854

【対象事業一覧表】

事業区分	事業内容	補助対象資材	採択基準
①いちご品質向上対策事業	厳寒期の交配安定のためのクロマルハナバチ併用使用に対する補助	クロマルハナバチ	対象品目：イチゴ 購入期間：12月～2月末までの購入分に限る。ミツバチとクロマルハナバチの併用に限る。
②施設園芸病害対策事業	黄化えそ病発生要因の害虫対策資材への補助	粘着版資材	対象品目：トマト 購入期間：7月～8月末購入分に限る。 資材上限：初回設置分に限る。
③露地野菜重要病害対策事業	アブラナ科の生育初期段階での病害対策資材への補助	オラクル粉・顆粒水和フロンサイド粉・SC剤 タチガレン液剤 リゾレックス水和剤	対象品目：アブラナ科野菜 購入期間：6月～11月末までの購入分に限る。 資材上限：対象病害1回分に限る。
④吉野梨新品種導入対策事業	新品種導入に係る苗木及び土壌改良資材に対する補助	苗木 （甘太・凜夏・あきづき・秋麗） 土壌改良資材	対象品目：梨
⑤柑橘類品質向上対策事業	マルチ資材及び植物調整剤導入に対する補助	マルチ資材 植物調整剤	対象品目：柑橘類

※補助率は事業費の3分の1以内です

農業者年金現況届は忘れずに提出を

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金を受給されている人は、必ず現況届を提出してください。

◆現況届が届く時期は：5月末ごろ、受給権者へ直接「封書」で届きます。

◆現況届の提出時期は：7月29日（金）までに農業委員会へ必ず提出してください。

【宮原地区の人へ】

6月1日（水）・2日（木）の2日間は宮原振興局で受け付けします。それ以外の日に提出されるときは、お手数ですが農業委員会へお越しください。

◆現況届の提出を忘れると：提出がないときは、11月の

支払いより、年金が差し止められる場合がありますので、ご注意ください。